

化学物質の取扱量の集計結果について（条例）

－埼玉県内の平成 23 年度取扱量データの概要－

県内の対象事業者から報告された平成 23 年度の特定化学物質の取扱量について、埼玉県生活環境保全条例（さいたま市においてはさいたま市生活環境の保全に関する条例）に基づき集計しましたので、その結果を公表します。

1 概要

（1）取扱量および報告事業所数

- ① 平成 23 年度の取扱量は 793,288 トンでした。平成 22 年度と比較して 4%減少しました（表 1）。
- ② 報告数は 1,588 件でした。平成 22 年度と比較して 38 件減少しました。（平成 22 年度 1,626 件）。

表1 取扱量の概要

（単位：トン/年）

実績年度	取扱量※1	取扱量の内訳		
		使用量※2	製造量※3	取り扱う量※4
H23	793,288	318,065	19,894	455,465
H22	825,797	313,904	21,646	490,037
増減率	-4.0%	1.3%	-8.1%	-7.1%

- ※1 取扱量：事業所において取り扱った特定化学物質の量
（取扱量の数値は四捨五入をしているため、その内訳の合計と一致しません。）
- ※2 使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量
- ※3 製造量：事業所において製造した量（副生成物も含む）
- ※4 取り扱う量：事業者自らは使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替える等して取り扱った量

（2）物質別の取扱量

取扱量の多い上位 5 物質は、表 2 および図 1 のとおりです。溶剤・燃料などに用いられるトルエン、キシレン、1,2,4 - トリメチルベンゼン、ノルマル - ヘキサンを取扱量が全体の半分以上を占めており、平成 22 年度と比較するといずれも取扱量は減少しました。

一方、化学工業等で使用される硫酸（三酸化硫黄を含む）は取扱量の増加が顕著で、平成 22 年度より 32%増加しました。

表2 取扱量上位5物質 （単位：トン/年）

順位	物質	取扱量
1	トルエン [第一種]	237,002 (257,700)
2	キシレン [第一種]	99,187 (106,445)
3	1,2,4 - トリメチルベンゼン [第一種]	55,120 (56,474)
4	ノルマル - ヘキサン [第一種]	51,292 (52,543)
5	硫酸（三酸化硫黄を含む） [県・市指定]	47,367 (35,756)

（ ）内は平成 22 年度実績

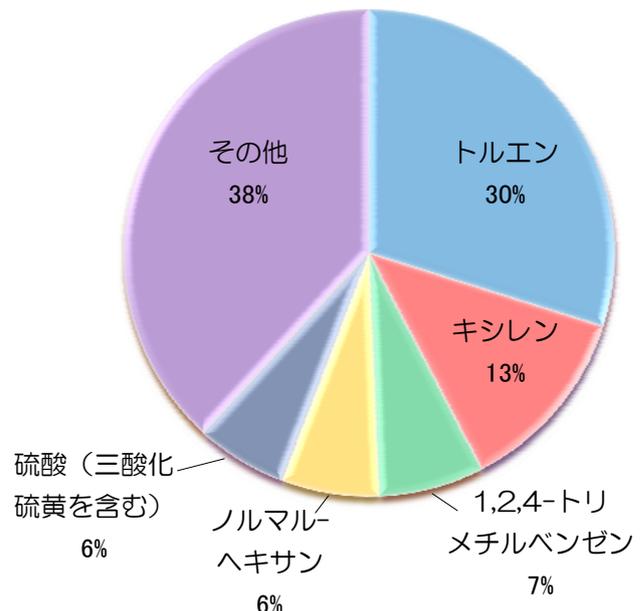


図 1 物質別取扱量の割合

H25.5.16 修正

(3) 業種別の取扱量

取扱量の多い上位5業種は、表3および図2のとおりです。上位5業種で全体の90%を占め、特に燃料小売業と化学工業は他業種と比較して取扱量が多く、全体の71%を占めました。

平成22年度と比べると、石油卸売業の取扱量が大きく減少し、電気機械器具製造業とプラスチック製品製造業の取扱量が増加しました。

表3 取扱量上位5業種 (単位:トン/年)

順位	業種	取扱量
1	燃料小売業	349,061 (351,267)
2	化学工業	214,210 (228,785)
3	電気機械器具製造業	68,203 (62,187)
4	石油卸売業	56,559 (77,275)
5	プラスチック製品製造業	26,077 (23,132)

()内は平成22年度実績

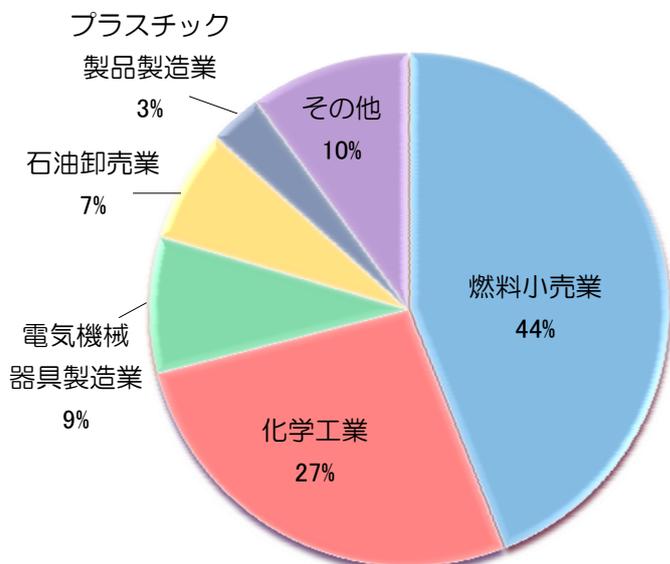


図2 業種別取扱量の割合

2 経年変化

平成14年度からの取扱量と届出排出量*の経年変化は図3のとおりです。取扱量の経年変化に比べて、届出排出量は顕著に減少していることが分かります。

なお、平成22年度は対象物質の見直しや対象業種の追加のため取扱量と届出排出量が増加しましたが、平成23年度はいずれも減少しました。

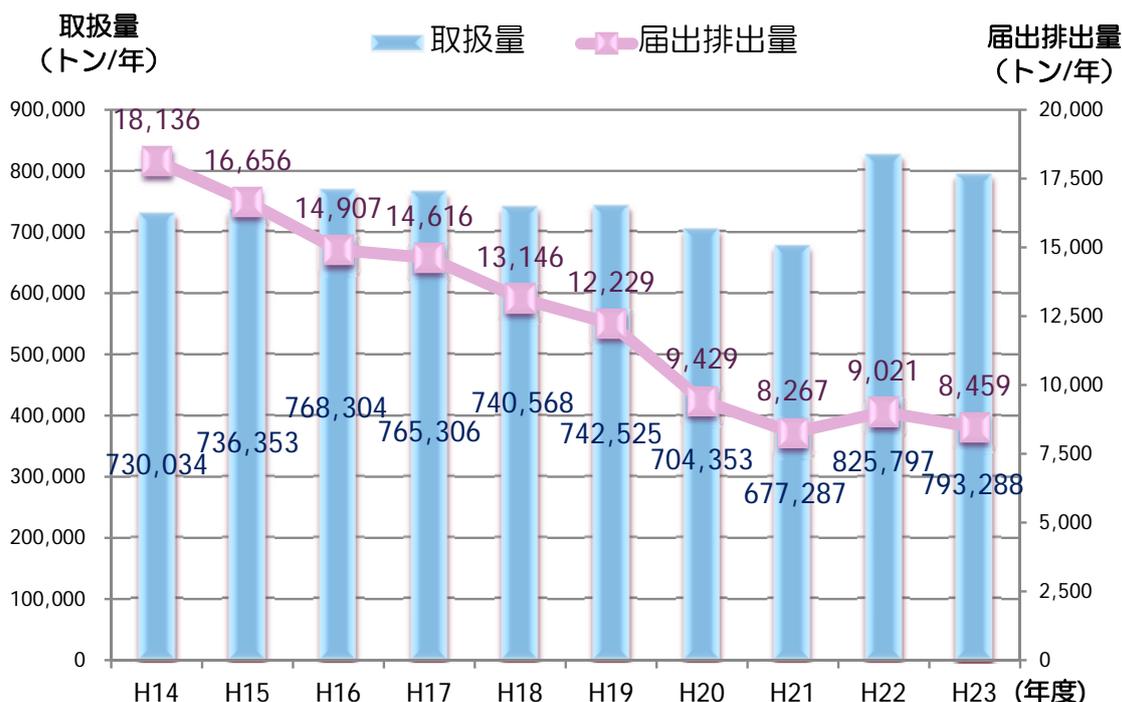


図3 取扱量・届出排出量の推移

* 届出排出量：化学物質管理促進法に基づき届出された化学物質環境中への排出量。
届出排出量の数値は、平成24年3月の公表後に変更された届出事項を反映して集計した結果（平成25年2月公表）を用いています。